

市民相談(4月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

女性のための悩み相談(1人50分)

心理臨床カウンセラー・中井紀子氏
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

予人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00

▽毎週木曜日13:00～16:00

場上記いづれも市役所5階相談室507

備当日直接

LGBT人権相談

相談員 トランスジェンダー当事者
毎月第3水曜日17:00～20:00

予人権室に電話で

場上記いづれも市役所5階相談室507

人権電話相談(1人30分)

毎月第2・4金曜日17:00～20:00

問人権室

TEL06-6992-1512

福祉の総合相談

時①平日9:00～17:30②平日10:00～16:00(表の開催日時を除く)③平日(表のとおり)

場①市役所7階守口市社会福祉協議会
②いきいきネット相談支援センター(藤田町4-20-1)③各コミュニティセンター

備当日直接

問守口市社会福祉協議会

TEL06-6992-2715

毎月	場所	4月
第1火曜日	西部	5日
第2火曜日	北部	12日
第3火曜日	錦	19日
第4火曜日	八雲東	26日
第1木曜日	庭窪	7日
第2木曜日	南部エリア	14日
第3木曜日	東部エリア	21日

時すべて10:00～12:00

消費生活センターだより

クリーニングトラブルに遭わないために

【事例1】
4年前に購入したスーツをクリーニング店に出したら上着を紛失された。購入当時のスーツ代金を賠償してほしい。

【事例2】

クリーニングに出したセーターをビニール袋のまま保管し、1年後、着用しようとしたらシミがあるのに気付いた。クリーニング店に元に戻すように申し出たが、受け取った日から6カ月が経過しているのに賠償できないと言われた。

【解説】

クリーニングは衣類を新品同様にするものではありません。利用者側の保管や着用、衣類そのものに問題があったり、クリーニングにより問題が顕在化したりします。まずはトラブルの原因について業者に見解を求めましょう。

クリーニングでのトラブルを解決するために『クリーニング事故賠償基準』が設けられています。これは全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が作成した自主基準で、クリーニング店が賠償する際の目安となっています。この基準によると、クリーニング店は事故の原因がクリーニングではないと証明できなければ、賠償する責任があ

ります。また、クリーニング店には衣類の受け取りや引き渡し時に、事前に衣類の状態を利用者と一緒に確認し、洗濯の処理方法、苦情の申し出先、賠償基準などを利用者に説明する義務があります。

事例1の場合、通常一对で着用する衣類をセットでクリーニングの依頼をしていたら、セット品として賠償してもらえます。ただし賠償額は購入時の金額ではなく、時間経過で減少した価値の分を踏まえた上での金額になります。この算定方法はクリーニング事故賠償基準で定められています。

事例2の場合、利用者が洗濯物を受け取ってから6カ月を経過、またはクリーニング店が洗濯物を受け取ってから1年が経過すると賠償されません。クリーニング事故を事前に防ぐためには①預ける時には必ず衣類の状態を店側と一緒に確認して処理方法の説明を受けましょう②仕上がり直後に受け取り、状態をすぐに確認しましょう③仕上がった衣類をポリ包装袋に入れたままにすると、変色する場合がありますので、すぐに外して保管しましょう④受け取った衣類のシミや破れ、風合いの変化など異変に気づいたらすぐに店に連絡をしましょう。

消費生活センター相談専用電話

TEL06・6998・3600
午前9時～午後4時30分(平日のみ)

人権カレンダーを配布

市教育委員会では、市民の皆さんに対する人権教育啓発活動の一環として、さまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深め、人と人が豊かな人間関係を築けることをめざして、人権教育啓発冊子「人権カレンダー」を平成9年から毎年4月に発行しています。今年も、市立学校児童生徒による人権啓発標語を掲載し、明るく温かなカレンダーに仕上がりました。

4月1日(金)より次の施設にて配布します。(数に限りあり)

▽各地区コミュニティセンター▽市役所総合案内▽人権室▽生涯学習・スポーツ振興課▽学校教育課

TEL06・6995・3151

狂犬病予防注射と犬の登録

狂犬病予防注射(毎年1回)と犬の登録(犬の生涯に1回)は法律で義務付けられています。

狂犬病は、発病するとほぼ100%死亡する、極めて危険な感染症です。国内での狂犬病の発生を防止するには、予防注射と犬の登録を確実に行うことが必要です。

飼い主は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、以下の事項に留意して注射を受けさせましょう。

▽病院でのマスク着用など咳エチケットの徹底
▽咳、発熱などの症状がある場合の来院の自粛
▽多人数での来院の自粛

狂犬病予防集合注射の中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の集合注射は中止します。

消費者ホットライン(土・日、祝日)

TEL局番なし1888
午前10時～午後4時

国民健康保険・後期高齢者医療
平日夜間・休日窓口開庁

保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。

国民健康保険の加入・脱退の届出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。

平日夜間 4月18日(月)・19日(火)・21日(木)・22日(金)いずれも午後5時30分～8時
休日 4月24日(日)午前9時～午後1時

注平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

場・問保険課
TEL06・6992・1545

場・問保険収納課
TEL06・6992・1537、1538

自衛官等募集事務に係る
対象者情報の除外申し出

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められており、守口市では自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官および自衛官候補生の募集のために必要な住民基本情報を提供しています。守口市では令和4年度より自衛隊への情報提供を希望されない人は、申し出ることにより、自衛隊へ提供する情報から除外します。

除外方法などは、市ホームページを確認してください。
問総務部総務課
TEL06・6992・1432

おはなし劇場

内パネルシアター「キャベツとあおむし」他
時4月15日(金)11:00～11:45
場中部エリアコミュニティセンター多目的室
対乳幼児と保護者
講朗読ボランティアこまどり
定先着20組 申当日受け付け
問生涯学習・スポーツ振興課
TEL06-6995-3158



射済票を発行可(再交付・転入の手続きは不可)
問環境対策課
TEL06・6992・1511

住宅の耐震診断・設計・改修を
応援

市では、災害に強いまちづくりを進めるため、住まいの耐震化に向けて、昭和56年5月以前に建築された住宅などの耐震診断補助、木造住宅の耐震改修設計および耐震改修工事費用の一部補助を行っています。

いつくるかわからない地震を想定し、安全・安心な暮らしができるよう対策を講じておきませんか。詳しくは住宅まちづくり課まで問い合わせください。

問住宅まちづくり課
TEL06・6992・1698